

令和8年第2回広尾町議会定例会 第2号

令和8年6月18日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（13名）

1番 斎藤弘樹	2番 尾矢利昭
3番 大庭克彦	4番 雄谷幸裕
5番 山岸謙一	6番 松田健司
7番 志村國昭	8番 浜野隆
9番 萬亀山ちず子	10番 前崎茂
11番 渡辺富久馬	12番 山谷照夫
13番 堀田成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	田中靖章
副町長	及川隆之
兼会計管理者	室谷直宏
兼出納室長	室谷直宏
総務課長	室谷直宏
併総務課参事	木村正樹
併総務課主幹	影山考基
併総務課主幹	坂田邦昭
併総務課主幹	北山誠
企画課長	鎌田慎
企画課参事	三上昌樹
住民課長	柏崎弥香子
保健福祉課長	山畑裕貴
兼老人福祉センター所長	山畑裕貴
地域包括支援センター長	美藤知純
健康管理センター長	木下慶太

保健福祉課子育て支援室長	今	村	正	樹
兼子育て世代包括支援センター長	今	村	正	樹
認定こども園ひろお保育園長	舩	田	光	恵
認定こども園ひろお保育園副園長	三	上	麻	夕
豊 似 保 育 所 長	小	村	和	徳
兼子育て支援センター所長	三	上	麻	夕
兼放課後児童クラブ所長	今	村	正	樹
特別養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
養護老人ホーム次長	佐	藤	寛	光
兼特定介護事業所長	金	石	輝	義
農 林 課 長	安	岡	伸	弘
兼 町 営 牧 場 長	安	岡	伸	弘
水産商工観光課長	山	田	雅	樹
建設水道課長	楠	本	直	美
建設水道課長補佐	川	崎	幸	一
兼下水終末処理センター長	楠	本	直	美
港 湾 課 長	宝	泉		大
港 湾 課 長 補 佐	須	田	圭	一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長	三	浦	弘	樹
兼学校給食センター所長	三	浦	弘	樹
社 会 教 育 課 長	村	中	晃	央
兼 図 書 館 長	村	中	晃	央
兼 海 洋 博 物 館 長	村	中	晃	央

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	(19)	田	㊦	行
併 書 記 長	室	谷	直	宏

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	澤	田	佳	幸
併 書 記 長	沖	田	一	美

〈公平委員会〉

委員	長	鈴木	孝俊
併書記	長	室谷	直宏

〈農業委員会〉

会	長	大森	康雄
事務局	長	寺井	真

○出席事務局職員

事務局	長	沖田	一美
事務局	次長	佐藤	直美
総務係	主事補	別所	龍月

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、斎藤弘樹議員、6番、松田健司議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、4番、雄谷幸裕議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（雄谷） 福祉灯油とジェイ・アール北海道バス日勝線「広尾・庶野間」について質問いたします。

最初に、福祉灯油等の増額と援助対象世帯の拡充についてであります。

福祉灯油は、3年連続の質問になります。1年目は一般質問によって3点改善されましたが、昨年は1つも改善されませんでした。粘り強く質問をさせていただきます。

高齢者の生活状況は、明るい兆しが一向に見えず、厳しさが増すばかりであります。2026年度の国民年金支給額は前年度から1.9%引き上がりますが、改定の基準となる賃金上昇率が2.1%のため実質的に0.2%目減りすることになり、目減りは4年連続となり、高齢者世帯の家計に打撃を与えています。

この4月からは2,798品目の飲食料品が値上がりし、固定電話の基本料金が約30年ぶりに引上げになりました。さらに、中東情勢の悪化に伴う原油高騰などから、飲食料品の6月値上げは1,078品目、7月は2,000品目を超える予定で、夏以降に広範囲で値上げラッシュが再開されると懸念されています。

年金収入だけの世帯では、先ほど述べたように4年連続の目減りの状況です。

高齢者世帯に対する支援の必要性をどのように認識されているか、町長にお尋ねいたします。

次に、援助対象世帯の拡充についてであります。

福祉灯油の要綱では、「広尾町内に居住し、かつ、引き続き冬期間を通して居住する見込みのある世帯」となっています。

居住とは、「一定の住まいに継続して住み、生活の拠点として日常を営むこと」であります。判断基準は、住民票の有無だけではなく、実際の生活実態であると定義されています。

住民票に関係なく、広尾町内の施設に入所していて暖房費を負担している方を、この福祉灯油の

対象にできないでしょうか、町長にお尋ねいたします。

次に、ジェイ・アール北海道バス日勝線「広尾・庶野間」について、廃止を提案いたします。

日勝線「広尾・庶野間」については、令和6年度の執行方針では「広尾高校への通学便としての利用実態などを踏まえ」、7年度執行方針では「利用実態などを踏まえ、えりも町、運行会社と継続協議してまいります」と記載されていましたが、8年度の執行方針では日勝線「広尾・庶野間」のことは一言も触れられていません。なぜでしょうか。

この日勝線「広尾・庶野間」は、平成15年度からジェイ・アール北海道バスと広尾町、えりも町が「生活交通路線バス運行委託業務契約」を結び、運行されています。平成30年度からは単年度契約になっており、令和8年度の広尾町の運行委託料は710万9,000円です。えりも町も同額です。

ジェイ・アールバス「日勝線」と十勝バス「広尾線」の平成28年度から令和7年度までの10年間の平均乗車密度は、広尾線は4.1人、日勝線は0.8人です。平均乗車密度とは、各バス停間の車内人数と距離から計算して、バスの起点から終点まで平均して何人乗車しているかを示す数値です。

2024年6月25日には、日高山脈襟裳十勝国立公園として指定されました。令和7年度の平均乗車密度1.39人は、令和6年10月から令和7年9月までの乗車密度です。国立公園に指定されても、平均乗車密度には大きな変化が見られません。国立公園の見どころと楽しみ方では、絶景ドライブとして襟裳岬や広尾町の海岸線が紹介されていますが、マイカーやレンタカーで襟裳岬や広尾町の海岸線を訪れているのではないのでしょうか。

庶野小学校、えりも中学校の児童生徒数を見ても、今後も700万円をかけて広尾高校への通学便として必要なのでしょうか。

国立公園になっても乗車人数は目に見えて増えていません。

「日勝線」の必要性をどのように考えているか、町長にお尋ねいたします。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 雄谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、福祉灯油の増額と対象世帯の拡充についてであります。

議員が言われるように、年金支給額の改定率は賃金の上昇率を下回っており、さらには、食料品や日用品、灯油をはじめとする燃料費など、あらゆるものの価格上昇が続いていることから、3年連続の質問であるというお話でありましたけれども、高齢者世帯の生活実態につきましては、一層厳しい状況にあると認識をしているところであります。

1点目の高齢者世帯に対する支援の必要性の認識についてであります。

先ほど述べましたとおり、高齢者世帯の生活は大変厳しい状況にあると承知をしているところでありまして、高齢者世帯に対する支援の必要性についても十分認識をしているところであります。

次に、2点目の広尾町内の施設に入所していて暖房費を負担している方を福祉灯油の対象にというご質問であります。

昨年も答弁をさせていただきましたが、援助対象については自宅に居住している方のみとしているものでありまして、十勝管内でも多くの自治体で、社会福祉施設に入所されている方や入院されている方については、援助の対象とはしていないところであります。

居住の定義についてもご質問がありましたが、この定義を含め施設入所者への助成については、管内他自治体の状況を注視し、検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目のジェイ・アール北海道バス日勝線「広尾・庶野間」についてであります。

様似町と広尾町を結ぶ日勝線のうち、「広尾・えりも町庶野間」につきましては、ジェイ・アール北海道バスから廃止提案があったところでありますが、十勝と日高を結ぶ唯一の公共交通機関であり、廃止による影響が大きいことから、平成15年3月1日から広尾町とえりも町の委託路線として運行を継続し、地域住民の交通手段の確保を図っているところであります。

しかし、利用者の多くはえりも町から広尾高校へ通学する高校生であり、ここ10年間の平均乗車密度は、低い年で0.4、近年は上昇傾向で令和7年度は1.39となっていますが、低い水準で推移しているところであります。

日勝線は、沿線住民や観光客の移動手段、えりも町から広尾高校への通学手段としての役割がありますが、ご質問でもありましたとおり、現時点では国立公園指定による利用者数の増加は見られていないところであります。また、沿線住民の利用も少ない状況であり、えりも町庶野地区の児童も減少していることから、今後、広尾高校への入学者も減少することが想定されます。

しかし、広尾高校の入学者増加を図るため、今年度から高校魅力向上プロジェクトもスタートしたところであります。人数は減少傾向にあるものの、えりも町から広尾高校へ通学する生徒にとっては重要な交通手段であることに変わりなく、通学環境の確保は重要であると認識しております。

日勝線は、えりも町と共同で運行している委託路線であり、本町のみでその存廃を判断できるものではありませんが、日勝線の持つ役割や利用実態、今後の見込みなどを踏まえ、えりも町と十分協議してまいります。

また、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しております。住民の移動手段の確保は本町の重要な課題でありますので、今後も持続可能な地域公共交通の在り方について検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 雄谷議員。

1、4番（雄谷） この福祉灯油の対象となってくる高齢者世帯については、年金収入のみの低収入の世帯であります。広尾町は比較的温暖な気候であると昨年の町長の答弁に対して、3月の町広報で「町長さんに一言」との意見が寄せられています。管内で200リットルを支給している池田町、それから豊頃町、この2町の30年間の平均気温を広尾町と比較してみますと、2月から3月まででは2町のほうが3度低く、3月では1度ほど低い状況です。比較的温暖でも灯油は必要なのです。

我が家も、一昨年の12月から3月までは703リットル、灯油代が9万5,811円、昨年は672リットル、

9万605円、灯油代がかかりました。本年の4月1日の灯油単価は税込みで151.8円ですので、助成を100リットル増量していただけると1万5,000円ほど高齢者世帯の家計が助かることになります。国や道の補助金がなくても、200リットルまで引き上げることはできないでしょうか。

施設の関係ですけれども、町内のある施設では、10月から3月までの間で暖房費代として4万8,000円ほど負担することになっております。例えば、高齢者の夫婦で奥さんがグループホームに入所されているような場合は、旦那さんの自宅での暖房代と奥さんのグループホームの暖房代、両方で暖房代がかかることになります。このようなケースだけでも対象にできないでしょうか。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 200リットルの部分の質問でございますけれども、これも去年おとしから議員に質問をされているところであります。この関係につきましては、同じ繰り返しになるかもしれませんが、100リットルの現物助成ということでありまして、先ほど議員からもありましたけれども、そのときの実勢単価に応じて100リットル分を支給しているということでありまして、単価が上がれば当然その分支給額も上がるということでありまして。

200リットルに支給を増加できないかということでありまして、今のこういった物価高騰、昨今のいろんな部分の物価上昇を考えれば、先ほど来申し上げているとおり、高齢者世帯が抱えている、今現状、大変厳しいという状況を理解しておりますので、前向きにこの関係については今年度検討してまいりたいというふうに考えております。

また、あわせて、国や道の補助金等がある場合には、これも申し上げておりますけれども、昨年同様、物価高騰に対応した政策について検討してまいりたいというふうには思っております。

あと、施設入所者の関係でありますけれども、基本的に施設入所者については、先ほど申し上げたとおりでありますけれども、例えばの例で今ありましたけれども、夫婦で住んでいて片方が施設に入所されたという場合、施設に入っている方の部分については灯油の支給はないのですけれども、例えば残った旦那さんの分ということで、その部分については、今2人施設に入っているとしても世帯としては2人の世帯として見ているというふうに思いますので、その部分を例えば1人世帯としてカウントするとか、そういったことで対応できないか、今年度その部分についても検討させていただきたいというふうに思っているところであります。

いずれにしても、十勝管内の状況を十分に見ながら進めていきたいというふうには思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

1、議長（堀田） 雄谷議員。

1、4番（雄谷） 田中町長の基本政策の一つに「いつまでもこのまちで暮らしたい」と掲げています。高齢者の方は、いつまでも広尾町で暮らしたいと思っています。今、前向きに検討するという答弁をいただきましたので、高齢者の方には少し明るい兆しが見えたのかなというふうに思いま

す。

それでは、ジェイ・アールバスの二次質問に移らせていただきます。

10年間の平均乗車密度、日勝線が0.8人ですが、令和6年度は1.14、7年度は1.39です。これは広尾高校へのバス通学の生徒が令和6年度は4人、7年度は7人いました。今年度は6人、バス通学されていますが、うち3年生が5人です。広尾高校の1年生のえりも町からの生徒は一人もいらっしゃいません。

先輩議員が令和2年12月定例会で、このジェイ・アールバスの路線維持について一般質問されております。そのときの会議録を読みますと、役場内部の地域交通検討委員会を立ち上げた、一定の方向が出れば地域全体の検討委員会を立ち上げたいとの考えであったようですが、コロナ禍で令和3年から令和6年までは検討がストップしていた状況で、これはやむを得なかったのかなというふうに思いますが、えりも町からの生徒には、下宿があり、日勝線があり、遠距離通学費があります。非常に手厚いと思います。

来週月曜日の22日に提案される補正予算で、やっと市街地のコミバスの実証運行が本年10月からスタートします。利用実態を踏まえるなら、この広尾・庶野間の運行委託料の700万円をやめて、高齢者の買物の足を確保する新たな交通手段の費用に充てるべきではないでしょうか。町長は、どのようにお考えでしょうか。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 実態につきましては、今、議員がおっしゃったとおりでありまして、広尾高校だけ見ますと、高校生の推移だけを見ますと、今後、来年以降、大変厳しい状況なのかなというふうに理解をしております。今年の新入生がえりも町からはゼロ人であったところでありまして、来年以降、庶野の卒業生がどういったことになるのかという、その推移も見なければならぬかなというふうには思っておりますが、先ほど一次答弁の中でも申し上げましたとおり、広尾町からえりも町に行くというよりは、えりも町から高校生であったり、庶野、目黒の方が広尾町に買物に来るというようなことも想定をしているわけでありまして、通学、通院、そして買物など、バスの乗車人数については年間1,800人程度いるというふうにバス会社のほうから聞いているところでありまして。そういった人たちについても、今後、1,800人とはいえ、バスがなくなれば広尾町に来なくなってくるという部分の、その影響もあろうかと思えます。高校の部分だけを見ると、確かに、今、議員がおっしゃったような部分になるというふうに思っておりまして、しかし今のこの状況を考えれば、平成15年から進めてきた、えりも町と広尾町のこの日勝線の委託の部分について、考える時期に来ているというふうに認識をしています。

先ほど庁内での組織の立ち上げの部分もありましたけれども、実際にはなかなかその部分は進んでおりませんけれども、本格的にこの何年間か、何年間というのは具体的に何年とは言えませんけれども、少なくともこの2、3年のうちに広尾高校に通う生徒の人数も決まってくると思えますので、そういったことも踏まえて、取りあえずは来年の広尾高校にえりも町から何人来るのかとい

う部分も見極めた中で、えりも町と本格的なそういう競技に入っていかなければならない時期だというふうに認識をしております。先ほど来申し上げているとおり、1町で決められる話ではありませんので、えりも町とも連携しながらこの関係については進めていきたいというふうに思っております。当然、広尾町の買物の足も含めた地域交通の再編については、今、並行して進めているわけでありまして、それらについても、全体的な地域公共交通の在り方について町としても関係機関とも相談しながら進めていきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 雄谷議員。

1、4番（雄谷） 第6次の行政改革大綱では、将来を見据えた持続可能な行財政運営が重要だと述べています。700万円は本当に貴重な財源だと思います。地方自治法の第2条第14項では「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」。「しなければならない」ですから、義務を定めているのですよね。

令和6年10月から7年9月までの庶野・広尾間の停留所別の乗降人数、これを見ても、先ほど町長が本格的に議論していかなければならないというようなことを言っていましたけれども、本当にそのとおりだと思います。新しい交通のことを考えれば財源も必要だと思いますので、ここ2、3年というようなところのことをしっかり見据えて結論を出していただきたいというふうに思います。

以上です。

1、議長（堀田） 次に、6番、松田健司議員、登壇の上、発言を許します。

1、6番（松田） 私は、広尾町の自然環境や景観資源と再生可能エネルギー発電施設との調和に関する条例の施行に向けた準備及び本町メガソーラー案件の対応について、以下の4点について質問をいたします。

第1問、条例の施行に向けた準備状況について。令和8年8月1日施行予定の広尾町の自然環境や景観資源と再生可能エネルギー発電施設との調和に関する条例の施行に向けた準備状況について伺います。

1、条例の施行規則・運用基準の整備状況を示されたい。

2、条例第20条に基づく保証金の算定基準及び金融機関への預け入れ、試験設定への具体的な手続について、現時点での運用方針を示されたい。

3、条例第18条に基づく事業継承の届出があった場合の行政の対応手順を示されたい。

第2問、事業譲渡時における協定事項の確実な継承について。日本アールイーNE Tとの追加協定書の締結を踏まえ、事業譲渡時における協定事項の確実な継承について伺います。

1、追加協定書において、全ての最終的な解体、撤去、原状回復の責任は事業者にあると行政は認識しているか、明確にされたい。

2、事業が第三者に譲渡された場合、追加協定書に定める全ての義務が確実に継承される体制になっているか、具体的な担保手段を示されたい。

3、譲渡先が協定書上の義務を履行しない場合、行政としてどのような措置を取ることができるか、条例上の根拠と併せて示されたい。

第3問、フンベの滝の水質調査と環境モニタリングについて。令和8年5月17日の第3回住民説明会において、事業者はフンベの滝の着工前水質調査の実施に合意しました。水質調査と環境モニタリングについて伺います。

令和8年5月19日付の計量証明書により記録されたフンベの滝の着工前水質数値を行政が基準値として正式に記録、保管することを確認されたい。

2、着工後及び事業運営期間中のフンベの滝の水質モニタリング調査について、事業主体、頻度、基準値との比較方法を定める考えがあるか示されたい。

3、水質に異常が確認された場合の行政の対応手順及び事業者への措置内容を示されたい。

第4問、条例による第2・第3の矢への対応について。令和8年5月11日の議員協議会において、町長は、町や町民が望まない場所での第2・第3の矢の設置を防ぎたいと表明されました。条例による具体的な対応について伺います。

今回の条例により具体的にどのような開発を防ぐことができると考えるか、禁止区域、抑制区域の設定根拠と併せて示されたい。

2、条例施行前に計画を持ち込まれた場合、今回の案件と同様の問題が生じる可能性があるかと認識します。条例施行前の案件への対応方針を示されたい。

以上4点について、町長の答弁を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、松田議員のご質問にお答えをいたします。

4点にわたってのご質問でありますので、1点ずつお答えをさせていただきます。

まず、1点目の条例の施行に向けた準備の関係であります。

条例の制定に合わせ、施行規則の制定の準備を進めております。内容については5月11日の議員協議会でご説明をいたしました。が、条例に基づく各種手続の様式など必要な事項を定めるものでありまして、条例同様、8月1日の施行を予定しております。

ご質問にありました運用基準や保証金預け入れの具体的な運用方針につきましては、現時点では定める予定はありませんが、様々なケースに柔軟に対応できるよう、条例及び規則に基づき適切に運用してまいります。

また、事業継承の届出があった場合の対応手順であります。が、条例では90日前までに届け出ることとなっておりますので、事業譲渡人に対し、継承する前に協定事項及び条例の内容について十分説明し、その遵守を求めてまいります。

次に、2点目であります。事業譲渡時における協定事項の確実な継承についてであります。

町と事業者との協定においても、また、条例においても、発電事業廃止後の解体撤去及び原状回復の責任は事業者が負うこととされております。事業承継時にはこの責任も承継されることが明記されておまして、事業者が変更された場合においても、責任の所在が失われることはないというふうに考えております。

仮に義務が履行されない場合の措置といたしましては、条例が適用になる事業につきましては、第26条に基づき指導、助言、勧告を行うことができまして、従わない場合には、さらに制裁措置として公表を行うことが可能となっております。

また、条例適用前の事業につきましては、協定に基づき、適切な対応を行っていくこととなります。

次に、3点目のフンベの滝の水質調査と環境モニタリングについてであります。

事業者より着工前のフンベの滝の水質調査の結果を5月末に受け取っております。工事中及び完成後のモニタリングの実施方法につきましては、事業者とも協議しながら検討を進めてまいります。

また、水質に異常が出た場合は、工事に起因するものかどうかも含めて事業者側と協議を行い、必要な対応を求めていくこととなります。

次に、4点目の条例による第2・第3の矢への対応についてであります。

条例において禁止区域と抑制区域を設定することにより、守るべきエリアへの開発行為を規制することが可能となります。禁止区域は、既存の法令に基づき開発行為が規制されるエリアを設定し、抑制区域は、町として自然環境や景観資源、生活環境を守るという観点で規制すべきエリアを設定しております。

ご質問にある条例施行日前に開発計画が持ち込まれた場合の対応であります。着工が8月1日以降となる事業につきましては、条例が適用となりますので、条例に沿った手続を求めることとなります。条例施行日前の着工を目指す事業については、現時点においてそのような動きは把握しておりませんが、仮にそのような事業が持ち込まれた場合には、法令等に基づき適切に対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） まず、先日、全道的にも異例のスピード感を持って条例が提出され、全会一致で可決されたことを、一議員としてとても評価しているところではありますが、その上で本条例の8月1日の施行に向けた先ほどの答弁内容について、1つずつ順番に確認させていただきたいと思っております。

先ほどの答弁で、保証金預け入れの具体的な運用方針については、現時点では定める予定ではないとのことでした。条例第20条は、本条例の中核となる住民保護の仕組みと理解しております。運用基準を定めないまま8月1日の施行を迎えた場合、補助金の算定、預け入れのタイミングはどの

ように判断されるのか、改めて確認させていただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 答弁で申し上げたとおり現段階においては定める予定はないのですが、昨日の条例のところでも申し上げましたとおり、今回8月1日の施行を目指して早急に進めてきたところでありまして、この部分については現時点で定める予定はありませんけれども、具体的な部分については今後詰めていきたいなというふうには思っております。現時点で、今ご質問のあった部分については、今、何もないというところでご承知いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） もう一点、地元新聞社の報道により、住民の皆様も既にご存じの事実として確認させていただきたいと思います。

十勝毎日新聞の報道及び不動産登記簿によれば、本案件の建設予定地は令和8年5月27日付で滋賀県大津市の企業に所有権が移転していることが確認されています。追加協定書締結、これは5月22日になっておりますが、そこから僅か5日後のことですので、住民の知る権利に応える観点から、この事業譲渡について協定書第2条に基づく行政への通知、開示が次の事業者について行われているか、この場で明確にさせていただきたいなと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 今ご質問にありました5月27日付ということでありまして、確かにアールイーNETから別な事業者に移譲されたというふうに、私どももその関係については承知をしております。実際に私どももその譲渡先の事業者とも面談をしているところでありまして、これら追加事項も含めて、前のアールイーNETと協定を結んだ関係については全て承知をしていただいておりますし、その確実な履行について確認をしているところであります。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） 重ねて聞くことになるかもしれませんが、全ての責任の継承は確実に次の事業者を引き継ぐということを確認されているかどうか、もう一度ご答弁いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 先ほど申し上げましたとおり、面談の上、確認を取っております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） フンベの滝の水質モニタリングについて、事業者と協議しながら検討するとのご答弁でしたが、着工が既に始まっていると認識しています。着工後のモニタリング体制が未定のままではいいのか、私個人としては懸念しております。実施の有無、頻度について、いつまでに方針を固める予定か示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 先ほども申し上げましたとおり、現在実施をしている事業者との中では、工事中にもし水質に明らかに目に見える異常があった場合の部分については、事業の一時中断も含めて対応を申し入れているところであります。水質の部分ですから目で見えないところも当然あるわけでありまして、今回、事業実施前の5月に実施をしていただいて、その結果を受け取ったというお話をさせていただいておりますけれども、これを例えば工事完成後に、いつの時点でまた再度行うのか、1年後がいいのか、2年後がいいのか、そういった部分も含めて検討していきたいというお話をさせていただいております。今の段階でいつということは明確に決めておりませんが、いずれかの時点ではやはり実施することになるかと思っております。先ほど来申し上げているとおり、工事に起因する部分については、もしそういった状況になれば、早急に検査をしなければならないというふうに認識をしています。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） 先ほどの答弁の中で、条例施行前に着工を目指す事業については、現時点でそのような動きは把握していないとのご答弁でした。今回の案件のように、条例施行前の着工が実際に進行している中、条例の効力の及ばない期間における住民保護の手段について、改めて行政の考えを伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 現時点においてそういう動きは把握していないところでありまして、もしあった場合については当然、今、条例施行前ということのお話でありますから、条例が今後8月に施行されるという部分については、施行前であってもお話をさせていただきますし、今、アールイーNETと前の事業者さんと協定を結んだ内容についても、その場所がどこかという部分についても重要になってきますけれども、その場所がどういった場所なのか、例えば条例で言うところの抑制区域に入るのか入らないのか、そういったことでも違ってくると思いますので、もしそういっ

た話があれば柔軟に対応しながら、施工事業者にも理解を求めながら進めていきたいなというふうに思っております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） これで最後の再質問になりますが、先ほども申し上げたとおり、今回の条例制定という大きな前進を評価しつつも、一方で、今回の案件を通じて得られた教訓が今後の運用に生かされることを大いに期待しているところであります。

最後に、広尾の豊かな自然や景観を次世代に引き継いでいくため、今後の条例運用にかける町長の思いを伺って、質問を終わりたいと思います。

よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 今回、景観も含めて、再生可能エネルギーと、そして景観の調和という部分での条例を制定させていただきました。この条例につきましては、説明の中でもお話をさせていただいておりますが、全て再生可能エネルギーが駄目だということではなくて、そういうことを目的としているわけではなくて、開発行為というの、ある一定程度必要な部分もありますので、そこは理解しつつも、やはり広尾町のこういった自然環境や景観、そして住民生活への影響が最小となるように、エリアを定めながら一定の規制を行うと。そういう中で地球温暖化対策も進めていく、そういったルールを設けさせていただいたというふうに理解をしているところであります。

環境破壊についても行われないう常に配慮を求めるところも大変重要であるのですが、やっぱり一方では民間の事業者の事業活動、そういったものを過度に制限してしまうということも避けなければならないということは、我々行政の中ではそういう考えも当然あるわけでありまして、運用に当たっては、その辺のバランスも考慮しながら、町の将来にとっていい方向に進むように今後も、そういった太陽光だけではなくて再生可能エネルギーの事業者ときちんと協議を進めながら、いい方向で進めていきたいというふうに思っています。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

一般質問を続けます。

次に、10番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（前崎） 私は、2点について町長に質問いたします。

まず、第1点目であります。

「集いの杜プロジェクト」の現状と再構築体制についてであります。

昨年3月に開催された議員協議会及び本年2月の産業常任委員会において、集いの杜プロジェクトの計画及び運営状況について説明されました。その内容は、野塚交流館を再生させ、様々な人が集まる場所にし、地方創生プロジェクトとして進めるとのことでありました。

集いの杜プロジェクト管理運営については、令和4年3月定例会において「野塚交流館の設置及び管理運営に関する条例」が制定されたところであります。これに伴い、令和4年度から集いの杜運営に係る地域おこし協力隊として2名を配置し、5年度は協力隊1名、6年度は2名、7年度は3名を配置し、事業を展開してきております。

この間、毎年度サンタランドに5,000個から1万個のウッドイルミネーションを設置し、大丸山森林公園の来場者が、令和2年度の1万6,000人から令和6年度には5万人までの集客に貢献してきたところであります。

また、令和4年度から7年度までのこれまでの4年間の事業費は、人件費を含めて9,520万7,000円となっております。

さて、昨年の議員協議会で説明された集いの杜プロジェクトの計画では、本町の木材産業の課題として、木材工芸をなりわいとして行う職人が少ないことから、木工職人を志す地域おこし協力隊を採用し商品開発に取り組むこととして、その商品事例としては、アクセサリーや食器、おもちゃ、椅子など、今後、商品開発を推進するとしています。

昨年度は、地域おこし協力隊3人体制で行い、今年度はプロジェクトマネージャー1名を含む3人を新たに採用し、合わせて6人体制でスタートさせたいとのことでありました。しかし、本年3月には集いの杜プロジェクト推進員である協力隊の3名全員が退職され、新年度も今のところ応募がないとの状況であります。

そこで、町長にお尋ねいたします。

1点目でありますけれども、本年2月に開催された産業常任委員会で、3月末までに計画どおり地域おこし協力隊の応募がないときは、4月以降も引き続き公募するとのことに対して、現在の公募状況について伺います。

また、昨年11月に開催された第6次まちづくり推進総合計画の後期事業として、今年度から3,870万円、令和12年度までの後期5か年間で1億9,350万円、約2億円の事業費を見込んでいますが、現在の地域おこし協力隊の応募状況を鑑みて、当該計画の縮小・休止等、抜本的な見直しが必要ではないかと思いますが、どのように見直しを検討されているか伺います。

2点目です。プロジェクトの計画で取り組む中で、木工職人を志す地域おこし協力隊員を採用し、商品開発を推進するとしていますが、昨年度までの木工職人としての指導・教育体制に係る日数はどの程度かかってきたのか。また、習熟度の到達等並びに課題について、どのように把握されているのか。社会人になって間もない方が、高い志を持って本町の地域おこし協力隊に応募していただ

いて従事してきたものの、任期半ばで退職されることは、本人にとっても、また、本町にとっても誠に残念なことと言わざるを得ません。また、今後の課題として、技術的な指導体制を精査、構築し、協力隊員との情報共有を図る必要があると思いますが、どのように検討されているのか、お伺いをいたします。

3点目であります。昨年度までの集いの杜は、木曜日から日曜日までの4日間、とりわけ土日の開放は、平日就労されている方にとって集まりやすい設定となっていたところであります。4月以降については、協力隊が不在なことから、平日の第2、第4金曜日、月2回の開放となっております。当然、利用者は限定されることとなり、結果として集いにくい施設となっております。多くの町民が利用できるような検討をする必要があると考えますが、答弁を求めます。

次に、2点目であります。

原油高による支援体制についてを質問いたします。

本年2月末に、アメリカ、イスラエルによるイラン攻撃により、双方が応戦する形で紛争が4か月近く続くこと、ホルムズ海峡のタンカー等の航行制限がされている状況が続いております。現在、両国で停戦合意に向けて協議中とのことで、その成り行きが注視されております。

しかし、この間の原油の供給が滞っている状況の下で、4月の貿易統計によると、ナフサの輸入量は前年同月比と比べ5割程度に落ち込んでいます。これにより原油価格の高騰や石油関連製品の原料であるナフサが不足し、医療、建設、農業など、幅広い分野で企業等の経営に影響が出ております。ナフサ製品が出回らなくなり、断熱材、接着剤、養生剤、溶剤などが新たに入りにくくなっており、加えて価格も高騰しているとのことであります。市民生活にもこれらの影響が出始め、札幌市では、ごみ排出用の家庭用指定ごみ袋が店頭で在庫がなくなり、購入できないことから、今週から指定外の透明の袋で排出しても回収するとしております。

また、北海道は、今週の15日、中東情勢の悪化による経営の状況について、道内900社の調査結果を公表しました。それによると、「影響がある」と答えた経営者を業種別に見ると、製造業が72.9%、卸・小売業が66.7%、建設業が64.3%になっているとし、原料・資材の調達に制限がかかっており、商品の供給に支障を来しているとの回答もあったとしております。

経済団体でも、北海道商工会議所で会員企業を調査したところ、原油高により「影響が大きい」と回答したのは76%に達したと公表しております。

十勝でも、帯広商工会議所や帯広民主商工会がそれぞれ帯広市に対し、価格の高騰や資材不足で納期の遅れが建設現場でも影響が生じているとして、工期の延長や完成前の部分払いや市民生活の支援体制などについても要望を行っております。

本町における今日の原油高や資材不足などに伴う企業の経済活動や、住民生活に係る影響等について伺います。

また、内閣府は、今月5日に「中東情勢対応に係る重点支援地方創生臨時交付金」として、全国で1,000億円、道内市町村分として24億5,800万円、本町分として616万円の交付額が示されたところであります。

低所得者、高齢者、子育て世代、中小零細企業、農林水産業への支援策として、早急に取り組む

必要があると思慮いたしますが、交付金の活用についてどのように検討されているか、お伺いをいたします。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 前崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目でございますが、「集いの杜プロジェクト」の現状と再構築体制についてであります。

まず、地域プロジェクトマネージャーと地域おこし協力隊の公募についてでございますが、4月以降は、7月1日の採用を目指して、5月15日から6月5日までを公募期間として、町ホームページに応募要領を掲載したところであります。

次に、第6次まちづくり計画後期事業の中で計上した事業費につきましては、地域プロジェクトマネージャーや地域おこし協力隊を採用することを見越した計画となっておりますが、残念ながら応募がない状況であり、この状況を踏まえた現段階におきましては、計画の見直しを含め、今後の事業の在り方について再検討が必要になると認識しております。今後の応募状況等を見極めながら、事業内容の見直しも含めて検討してまいりたいと考えております。

2点目の木工職人の関係であります。昨年の木工職人としての指導・教育に係る日数につきましては、19日間（152時間）でありました。習熟度につきましては、一輪挿しや風鈴等の簡易な木工製品の製作をマスターしたというふうに認識をしております。木工職人を志す地域おこし協力隊の技術的指導体制の構築につきましては、地元の木工職人の皆様に対し、地域おこし協力隊に対する技術指導を依頼する方向で検討を行っておりますが、地元木工職人の皆様も大変多忙を極めていると伺っており、木工職人以外でも木工技術の指導が可能な方がいないか情報収集を図った上、新たな指導体制の構築に向けて検討を進めてまいります。地域おこし協力隊の応募採用がない状況の中で実務的な動きができていないのが現状でありまして、こちらにつきましても、今後の状況を見極めながら方向性を検討してまいります。

3点目の今後の運営に対する見通しであります。地域プロジェクトマネージャーや地域おこし協力隊が採用できていない状況においては、現在、月2回の開館を行っておりますけれども、それ以上の開館については困難であると認識をしております。当面は、農林課職員による月2回の運営を継続してまいります。あわせて、「木育フェス」と民間イベントとの連携など、新たな活用方法についても検討を進めており、こうした取組を積み重ねながら今後の運営の在り方を模索してまいりたいと考えております。

次に、2点目の原油高による支援体制についてであります。

世界情勢の不安定化により、エネルギー価格、食料品価格の高騰が長期化しており、さらに中東情勢の緊迫化による原油価格の上昇や供給不安などから、町民生活や事業活動に大きな影響が生じているものと認識をしております。

本町におきましても、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、福祉灯油の上乗

せ助成、水道基本料金の減免やプレミアム商品券、生活応援クーポン券の発行など、生活支援策を実施してきたところであります。

昨日の行政報告でも申し上げましたとおり、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を目的として、国の補正予算により交付金が措置され、本町への配分額は616万3,000円となったところであります。

低所得者、高齢者、子育て世帯をはじめ、各産業分野におきましても物価高騰やエネルギー価格の上昇による影響が続いておりますことから、限られた財源の中ではありますが、地域の実情や支援ニーズを踏まえ、効果的な支援策について検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） ただいまの答弁の中で、特に地域おこし協力隊の公募については応募がなかったというところで、今後の応募状況を見ながら事業内容の見直しを含めて検討していきたいということでありましたけれども、先ほど答弁の中で、5月15日から6月5日までということで公募したけれども、応募がいなかったということでもありますけれども、1つには、公募期間が20日間という非常に短い期間ということで、なぜ20日程度の期間しか設けなかったのか。また、2月の産業常任委員会でも、仮に3月まで応募がなければ4月以降も引き続き公募しますということであったものですから、当然私どもの認識としては、4月1日以降から、例えば一定の応募があるまで公募を続けるものというふうに認識していたのですけれども、今の答弁では20日間という非常に短い期間であるということで、その点について、なぜそういった短期間であったのかの説明と、あわせて、現在は現隊員も退任されてゼロ人ですから、今後こういった形で再公募をするのか、これについてもお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 採用の部分につきましては、7月1日の採用ということでありまして、やはり採用していくに当たっては、随時採用をという部分もあるのですけれども、今なぜ短期間でということのお話でありましたけれども、事務のやり方として7月1日の採用ということの期限を決めて、こういった形になったわけでもありますけれども、今後の部分につきましても、先ほど状況を見極めながらというお話をさせていただきました。

公募については今後も引き続き行ってまいりますので、今後、公募の在り方については、ずっと継続してやる形がいいのか、少し期間を延ばして、また、採用月日をきちっと知らせた中でやるほうがいいのか。採用される側というか、応募してくる側も、いつ採用になるのかということも含めてやっぱり応募してくる方もいらっしゃると思うのです。ずっと期限のない応募をしても、いつの採用なのかが分からないという部分もあると思いますので、そういった意味で今回、7月1日

の採用についてはこの期間でという応募をさせていただきました。今そういう応募がない状況でありますから、公募の仕方については今後検討してまいりたいというふうに思います。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 地域おこし協力隊、総務省がこの事業を展開して15年程度たちますけれども、総務省のホームページでは、例えば全国での地域おこし協力隊員、2026年度までに1万人を目指すという方針だったのですけれども、昨年度2025年度までで8,196人が、今、全国で活躍していると。平成28年度、2016年度が4,090人ですから、ちょうどこの10年間で倍増したということでもあります。そういった中で、道内でも1,370数名が地域おこし協力隊で協力していますし、そのうちの道内で一番多いのが別海町でありまして、73人だかが今、活躍しているということでもあります。

さらに加えて、この協力隊のいわゆる任期満了後に地域に定着する割合、これについては、この5年間で70%に達しているということなのです。それぞれ地元に着して、起業したり就農したり、地域を支えているという形で、高く評価されているところであります。

そういった中、本町は、昨年度末で地域おこし協力隊、6名の方が退任されておりますけれども、そのうち4名が1年目、2年目の方であります。先ほども言いましたけれども、高い志を持って広尾町に応募していただいたというふうに認識しておりますけれども、今回、任期の途中での退任については、単に自己都合等で整理するのではなくて、やはり町と協力隊員との情報共有、意思疎通がどうだったのかということも含めて検証していく必要があるかと思うのですけれども、この点について伺いをいたしたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 議員がおっしゃったように、残念ながら今年の3月末で7名かな、が任期満了も含めて退任されて、任期途中での退任もあったということでありまして、私も非常に残念だというふうに思っているところであります。その中の原因の一つとして、やはり考えられるのが、今、議員がおっしゃった内容だというふうに思っております。

まず1つには、やっぱり事業そのもの、広尾町が求めている事業の内容と、地域おこし協力隊で応募してくる方とのギャップといいますか、ミスマッチがあるという部分も確かにあるというふうに思いますし、事業を1年、2年やっていく中で、また考え方が違ってくるということもあるということで、そういった部分も含めて、やっぱり協力隊員と役場側の意思疎通といいますか、情報共有といいますか、そういったことも今現時点では反省点として考えられるところだというふうに思っております。先ほどの中でもありましたように、やっぱり地域おこし協力隊を公募していく中で、広尾町が公募をしている事業が、地域おこし協力隊にとってどんな魅力があって、ここでそれをやりたいというふうに思ってもらえるか、そういう仕組みも必要なのだというふうに思っております。

今現在、集いの杜で応募しておりますけれども、この部分についても再度早急に、今、公募を行う

準備をしているところでありまして、その情報発信のツールについても、単にホームページ等々ではなくて、いろいろな媒体を使いながら、公募に向けて進めていきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） この地域おこし協力隊員の採用にあつては、今年度から5年間に延長できるというような形で総務省で見直ししていますけれども、従前3年間という中で、今まで年度途中で退任した方は何人かおりましたけれども、やはり思うのですけれども、限られた年度の中で事業展開していくためには、密度の高い町と隊員との打合せといいですか、そういった意味では、当然予算編成も伴いますし、翌年度の事業計画等もあると思うのですけれども、たまたま今回の事例としては、私もいろいろな方から聞いているのですけれども、辞められた、退任する方は1月に町に伝えたというふうに話をされていますし、ただ、町のほうでは把握していないということで、その辺の意思疎通も欠けていたとは思っているのですけれども、その点についても、やはり次年度の計画を立てる上で、その辺の部分についてきちんと確認をする必要がある。それから、あわせて、先ほども言いましたけれども、情報共有や意思疎通、そういったことを常に町と隊員との間でしっかり図っていく、そういった必要があるというふうに考えております。

昨年の3月の議員協議会で集いの杜プロジェクトの計画が説明されましたけれども、先ほども触れましたけれども、この中で木材工芸等をなりわいとして行う職人が少ないというのが本町の木材産業の課題であるというような形の中で、その解決策として、いわゆる集いの杜をサンタランドウッドの製品の拠点とするということで、木材工芸を本町の新たな産業にするというふうにうたっているのですね。そういった崇高な目的を掲げている中で当該プロジェクト事業がスタートしたものと認識しておりますけれども、こういった中で当時3年間の中で木工職人を育成して、その中で広尾町に残ってやっていただくというような構想もあったというふうに常任委員会でも説明がありましたけれども、この中で、先ほどの答弁では指導体制期間といいですか、19日間しかない。ということ、月当たりにすれば1.5日平均なのです。これは職人を育成するという観点でいけば、非常に日数が少ないなというふうに認識をしております。確かに指導する側の木工さんも広尾町には少ないですから、なかなか日程が取れないというのは理解できますけれども、そういった中で特に、いわゆる本人の見通しといいですか、そういった部分でもギャップがあったのではないかとというふうに思うのですけれども、今後そういった意味では、この点きちっと体制を整備しながらやっていく必要があるかと思うのですけれども、その点についてはどのように考えているか、お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 議員おっしゃるとおりでありまして、木工職人の技術的な指導体制の部分につ

いては、今申し上げたとおり19日間ということで大変短い期間でありました。その原因としては、先ほど一次答弁の中でも申し上げましたけれども、木工職人の方が少ない中で、自分の仕事もある中で指導していただいているということでありまして、なかなかそこに集中できなかったというところがあるというふうに思っております。

そういう中で、今後の部分につきましては、当然広尾町に何軒かの木工職人の方がいらっしゃると思いますので、そういった方と再度協議をさせていただくということも考えておりますし、また、職人以外でもそういった技術を持っている方もいるというふうに伺っておりますので、そういった方がいないかどうかも含めて検討していかなければならないし、情報収集をしながら、今後そういった部分の進めをしていきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、この集いの杜プロジェクトの部分につきましては、今こういう現状で行っておりますけれども、今後どういった形になるかという部分については、そういった状況もきちっと見ながら、今後の事業、全体の事業の見直しの部分についても検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 2月に開かれた産業常任委員会で令和4年度からの集いの杜の集客数、入場者数、これについて説明があったところでありますけれども、とりわけ令和6年度は、150日間オープンしていて、2,500人の方の来場をいただいたという報告がありました。そのときの説明で、令和8年度の目標ですけれども、5,000人の年間入場者数を見込んでいるということで説明がありましたけれども、結果としては隊員がゼロ人ということで、今、月2回、しかも平日ということで、目標とは大きく乖離しているのではないかと思いますので、なかなか今までみたいに土日に関いていないものですから、仕事をしている方が利用できないとか、そういったギャップがあるのですけれども、その点について今後どういった形で利用者の拡大を図っていくのか、お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 現実問題として、今の状況では月2回の開催、開設しかできないだろうという認識でおります。現状、先ほど一次答弁で申し上げましたとおり、この状況を続けさせていただいて、早急に地域おこし協力隊の公募をした中で再開をしていきたいなというふうには思っておりますけれども、その状況については、先ほども申し上げましたとおり、今後応募があったらという話でありますから、その部分をきちっと見極めながら、事業全体も含めて、見直しも含めて検討してまいりたいというふうに思っています。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） いずれにいたしましても、この集いの杜プロジェクトは、広尾町にとっても大きなプロジェクトでありますし、これまでの運営方法等についてきちんと検証して、再構築を目指すべきではないかと思っております。

あわせて、地域おこし協力隊の公募について、できるだけ早く充足できるようにということと、例えばほかのジャンルの地域おこし協力隊の募集についても影響があるかというふうに危惧しているのですけれども、そういうことのないように早急な解決策で取り組んでいただきたいと思います。

次、2点目の原油高による支援体制について再質問いたします。

2月末にアメリカとイスラエルがイランを攻撃してから107日目にして、双方の、両国の停戦合意、ホルムズ海峡の開放ということで合意されつつありますけれども、これも言うてみれば戦争前に戻っただけでありまして、ただ、この間の紛争によって、イランはもとより中東諸国のインフラ施設が修繕を要するとすれば、原油等の輸入についても時間がかかるのかなというふうに思っております。

そういった中で、帯広市などでも工事現場で塗装の原料が入ってこないとか、あるいはスタイロフォーム、そういったものが発注した半分しか手に入らないという形で、当然工事も、それに合わせて遅れるといたしますか、そういった事態があちこちで発生しているということが業者の声として聞いてございます。

このような状況の下、本町においても、特に大きな工事の工期については、長いものでは来年1月、2月までの工期がありますから、今始まったばかりの部分では、まだそれほど影響すると思っておりますけれども、いろいろな形で、多分短い工期の中では、帯広市なんかでも工期の柔軟な対応といたしますか、そういった形ですとか部分払い等にも対応しているのですけれども、本町についてはどのように現状を捉えているか、それについてお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 本町の公共工事の部分でありますけれども、おっしゃるように大型工事も今年、予定をしておりますので、入札で落札をされた業者の皆さんとも原課のほうできちっとその内容について協議を行っているところであります。例えば工期の延長ですとか資材の遅延、そういった状況があれば、適切に判断をしながら、お互い双方理解しながら進めていくということで、話をさせていただいているところであります。今現在、何かこういうところはないのですけれども、そういった状況が起きれば、すぐにそういった協議を進めながら、適切な対応をしてまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 先ほど言いましたけれども、工事現場では資材もなかなか入手困難だという状

況の中で、価格も30%から40%上がっているものもあるというふうに聞いておりますし、そういった意味では、今言ったように、入札が終わったばかりで、まだそれらの部分は今後も流動的な要素がありますけれども、例えば設計変更とか、そういったものもあり得るのかというふうに思っております。

実は、昨日の行政報告でもありましたけれども、内閣府が今月5日に、いわゆる中東情勢に対応した国の臨時交付金が措置されたのですけれども、さきにも話しましたが、今回、国費ベースで1,000億円なのですから、昨年12月の物価高騰対策に係る国の臨時交付金、このときは国費ベースで2兆円だったのです。本町の交付金も1億4,500万円。今回は616万円ということで多分5%程度の額なものですから、そういった意味では、前回の物価高騰対策では、例えば水道料を1か月、基本料金を無償にすると、全世帯にすると月350万円から400万円かかりますよね。そうすると、600万円という財源の中で、そういった全世帯について支援するというのは、なかなか難しいのかなというふうに思いますけれども、そういった意味では、低所得者ですとか高齢者、子育て世代、そういった部分で重点的に支援をする範囲をかなり狭めていかなければならないかというふうに思っておりますけれども、その点についてどのように考えているか、お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 確かに600万円という金額ですから、できる部分については限度があるというふうに思っております。限られた財源でありますから、こういった形で町民の皆さんに、今、困っているものについて早急に対応していかなくてはならないというふうに考えているところであります。今、議員がおっしゃったような部分も含めて検討して、補正予算等で対応させていただきたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 次に、2番、尾矢利昭議員、登壇の上、発言を許します。

1、2番（尾矢） 私から、エゾシカ等が関係する交通事故の対策について、1点町長にお伺いしたいと思います。

近年、北海道では、エゾシカが関係する交通事故が年々増加しております。北海道のまとめによりますと、平成25年の1,818件から年々増加し、令和7年では6,705件となっております。

また、広尾町内においても、令和5年の67件から令和7年では84件と増加しております。さらに、昨年と今年は、国道でのエゾシカとの交通事故において、運転手及び同乗者が重体となる事故も発生しております。

今後、このような事故を防ぐためにも、そして野生動物の命を守るためにも、何かしらの対策が必要ではと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 尾矢議員のご質問にお答えいたします。

エゾシカ等が関係する交通事故の対策についてであります。

広尾町内の国道336号線及び国道236号線において、議員がおっしゃられたとおり、野生動物が原因となっている交通事故が発生しており、中には重大な事故も生じております。

本町においても、北海道開発局帯広開発建設部との意見交換会や広尾道路事務所に対し、路肩の草刈り面積の拡大、そして実施回数の増加など、ドライバーが野生動物を早期に発見しやすい道路環境の整備について、毎年要望を行っているところであります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、野生動物に起因する交通事故は依然として発生しており、シカの生息数についても高い水準で推移している状況にあります。

今後も、警察や地域安全推進協議会など関係機関と連携し、シカの出没情報の周知やスピードダウンの呼びかけなど交通安全啓発に取り組むとともに、鳥獣被害防止総合対策事業を活用した有害鳥獣駆除を実施し、農林業被害や人的被害の防止及び町民の安全確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 尾矢議員。

1、2番（尾矢） 今、答弁の中で、路肩の草刈り面積の拡大や実施回数の増加など、ドライバーが野生動物を早期に発見しやすいよう、道路環境の整備について要望活動を行っているという答弁がありました。答弁のとおり、こういった活動をした中でも事故の発生件数は年々増えております。逆に言うと、これ以上の対策を講じていかなければ、なかなかこの事故に対する対応は今後厳しくなっていくのかなというふうに考えております。

例えば侵入防止柵や電牧柵など、先ほどの草刈りや実施回数を増やすということは、ドライバーが野生動物を発見しやすくするという整備なのですが、それに加えて、そもそも野生動物が道路に侵入することを防ぐ整備、先ほど申した侵入防止柵や電牧柵など、こういった整備も加えて帯広開発建設部のほうに重ねて要望するというのがよろしいのではないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） おっしゃるとおりエゾシカの侵入防止については、事故防止については様々な対策を同時にやっていかなければならないというところでありまして、1つは今おっしゃったハード面での侵入防止柵でありますとか電牧柵の設置ということがあろうかと思えます。ただ、その部分については国がというところでもありますけれども、多額の費用がかかるという部分でもあろうか

と思いますので、設置に対してはなかなか進まない状況にあるのかなというふうには思っております。

そういったこともあって、今、一次答弁で申し上げたとおり、ソフトな対策も含めて草を刈ったり、ここはシカが出ますよというような看板を立ててもらったりとか、そういったこともしながら進めていく、そしてやっぱりドライバーのほうにも、ここはシカが多くて事故が多いのですよという、そういう周知も必要でしょうし、何よりも安全運転というところ、10月、11月、特に死亡事故が多い、シカとの衝突事故が多い時期に関してはスピードダウンを励行してもらうとか、そういったことも必要であると。やっぱりハード、ソフト両面で対策をしていくのが必要なのかなというふうに思っております。

北海道開発局帯広開発建設部に対する要望でありますけれども、これも毎年、意見交換の中で、草刈りも含めて、そういった安全対策についても要望しておりますので、併せて要望してまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 尾矢議員。

1、2番（尾矢） 国道について、今、町長のおっしゃったとおり、管理者が国、開発局になりますので、当然、要望活動が一番かと思えます。

先ほども申しましたとおり、ハード面とソフト面がありまして、ソフト面だけではやはりなかなか対策としては不十分だというのが結果として出ておりまして、2024年度北海道開発技術研究発表会の中で「W I S E N E T 2050に資するこれまでの北海道開発局での道路整備における取組」という発表がございました。これは主に高規格道路に関する施策なのですが、その中で北海道開発局建設部の道路計画課及び道路維持課の方が、今申したとおり、やはりこれからの対策については鹿侵入防止柵の設置等のハード対策の推進がより効果的であるというふうにしっかりと書かれておりまして、これプラス先ほど申したドライバーに注意喚起等を行うソフト面、これを重ねていくことがより効果的だというふうに言っております。なので、ソフト面の対策だけでは、今後増え続けるこの事故に対して十分な対策とは言えないということが開発局でもしっかりと認識されているという発表でありました。

現在、広尾町から釧路市、そして根室市に向かう国道44号線に長距離にわたってシカ防止柵が立っております。これは開発局が事例として設置したもののなのですが、あとは238号線、網走市・稚内市間のオホーツクラインというところらしいのですが、こちらでは道路に凹凸をつけて道路を横断すると周波数が発生しシカが接近しないような、そういったようなやり方もあるそうでございます。また、苫小牧市は、ロードキル対策として、これがモデル地区となりまして、道路自体にピンクの文字で「シカ注意」という標示をさらに追加して、今、対策モデル都市をやっております。

広尾町から野塚・豊似方面のこの区間は、シカが多発する地区としてロードマップにも記載されているほど大変危険な地域でありますので、最後にいま一度町長の思いを聞かせていただきまして、

一般質問を終わらせたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 全道でも様々な取組をしているところでありまして、開発局もモデル地区もつくって苫小牧市では昨年実施したというところでもあります。ハードとソフトの両面でのというお話でありまして、そのとおりでありますけれども、やっぱり町としては、町民の交通事故に遭わない、不幸な事故に遭わないという部分、どうやって防いでいくかということを考えていなければならぬというふうに思っていますので、先ほど来申し上げておりますとおり、やっぱりハードの部分では侵入防止柵ですとか、そういったものが有効であるという結果が出ておりますので、引き続き開発局には粘り強くそういったことも要望し続けながら、一方では、やっぱり町民の皆さんにも安全に道路を、シカが出てきても安全に止まれる速度で走るということも大事だと思いますので、シカが発生する、横断する、そういう事故が多発するような地帯はこういうところですよとか、そういった住民周知を続けながら、一方では交通安全、スピードダウン、そういったことにも気をつけてもらいながら、両面で対策を実施していけるように進めていきたいというふうに思っています。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

本会議を再開します。

一般質問を続けます。

次に、3番、大庭克彦議員、登壇の上、発言を許します。

1、3番（大庭） それでは、私のほうから、さきに通告しておりました事項について質問させていただきます。

昨年8月に実施したお墓に関するアンケート調査結果を見ると、町が管理する合同納骨塚または合葬式墓地について、どちらかという必要であると回答した方を含めると、今後整備が必要であると回答された方は、回答者の76.9%、491人となっており、改めて町営の合同納骨塚等に対する関心の高さがうかがえる結果となっています。また、合同納骨塚等の利用に関しては、回答者の52.2%、333人の方が利用したいと回答しており、74名の方は、今すぐにでも利用したいと回答されていました。

令和6年12月定例会の一般質問でも申し上げましたが、本町においても墓じまいに伴う墓地用地の返還届は、令和元年から本年6月現在まで合計115件となっており、平均で毎年15件前後は墓じまいにより返還されている状況であります。

アンケート調査の中でも、「親族に負担をかけたくない」「お墓等を引き継ぐ人がいない」「維持管理に係る費用が負担」との理由で、回答者の51.8%の方が今後墓じまいや改葬を考えていると回答されています。

厚生労働省衛生行政報告例によると、令和6年度の墓じまいに伴う年間改葬件数は全国で17万6,000件となっており、令和元年と比較すると約1.5倍に増加し、今後もさらに増加するものと予想されています。こういう状況の中、お墓などに埋葬されていた焼骨の受皿として公営の合同納骨塚等の整備が全国的にも広がっており、道内においても約90弱の市町村が住民の要望を受けて既に整備済みであり、今後設置を検討するとしている市町村も多くあるものと認識をしています。

本町においても、かねてから町営の合同納骨塚等の整備を望む住民の声があるとともに、継承者の不在や経済的な理由により、今後のお墓等の管理やご自身が亡くなった後の子どもや孫の負担を心配し、将来に不安を抱きながら日々過ごされている町民の方も数多くいらっしゃるものと推察するところです。

このような状況を鑑み、本町においても合同納骨塚等の早期整備に向けて積極的に取り組んでいく必要があると考えるところであり、次の点について町長にお伺いをいたします。

1つ目ですが、今回のアンケート調査結果に対する町長のご認識についてお伺いをいたします。

2つ目ですが、今回のアンケート調査結果を踏まえた今後の町営の合同納骨塚等の整備に対しての考え方と取り組みについてお伺いをいたします。

以上、ご答弁いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 大庭議員のご質問にお答えいたします。

お墓に関するアンケート調査結果を踏まえた合同納骨塚の整備についてであります。

昨年8月に実施した「お墓に関するアンケート」につきましましては、広報誌折り込みなどで実施をいたしました。回答率は、昨年7月末現在の世帯数に対し、20.5%でありました。回答された方のうち76.9%の方が「必要」「どちらかといえば必要」という結果でありました。そして、「合同納骨塚を整備した場合、利用したいか」といった問いに対しては、52.2%の方が「利用したい」との回答でありました。回答いただいた方のご意見の中では、町が管理する合同納骨塚を希望される方が多いという認識であります。

一方で、今回のアンケートを実施する際、実施前と実施後に町内の宗教団体に説明や合祀できる施設について聞き取りを行ったところであります。「合祀できる施設が既にある」「宗派を問わず檀家以外でも相談に応じることができる」「檀家のみ対応できる」など、町内の宗教団体ではそれぞれ内容は異なりますが、何らかの対応が可能であるというご意見もいただいたところであり、ご意見の中では、行政が税金を使って合同納骨塚を設置することについては慎重であるべきとのご意見も

いただいているところであります。

また、アンケート中、町が合同納骨塚を整備した場合「利用したい」と回答された方の理由として、お子さんやお孫さん、ご家族の方に負担をかけたくない、迷惑をかけたくないといった声が多くあり、墓地等に関してのご意見の中では、「合同納骨塚がどういった管理体制となるのか」「利用した場合の記録は残るのか」などといった疑問や「1年に一度は供養をしてほしい」などといった意見も寄せられたところであります。

令和に入りましてから、議員がおっしゃったとおり、「墓じまい」や「お墓の建立予定がない」といった理由で、墓地の返還件数は年間10件から20件程度に増えております。お墓の在り方は変化してきておりますが、その一方でアンケートのご意見の中や、ここ数年間で改葬された方の届出事由にも、永代供養を選択された方が多くいらっしゃる実態もございます。

町といたしましては、合同納骨塚とはどういったものなのか理解を深めていただくことが必要だと考えておりまして、既に整備をしている道内各自治体の管理・運営状況などについて広報等でお知らせをした上で、再度アンケート調査や宗教団体とも協議を重ねるなど、何らかの形でご意見をいただきながら、課題を整理した中で検討を継続してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 大庭議員。

1、3番（大庭） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、アンケート調査結果に対しての認識についてであります。

町営の合同納骨塚等を希望する住民が多いというご認識という答弁でございました。私も同様でありまして、前回、一般質問でアンケート調査についてお話をさせていただきましたが、これほど要望が多いというふうには正直思っておりませんでした。

道内の町村でも、既に合同納骨塚等を整備している町村も含めて、同じような要望調査の結果がネットに公開されている町村もありますので、何町村かその結果を見てみますと、この回答者に対して町営の合同納骨塚等が必要であると回答した方の割合というのは、おおむね65%から70%というふうになっております。これと比較すると本町の77%という割合がいかに高いものかというところが、このアンケート結果から読み取れるところであります。

また、本年度より合同納骨塚の供用が開始される芽室町においても、これは年代別に無作為に抽出した700人と、家族に障がいを持つ方がいらっしゃる家庭でつくる団体から40人、また、LINEアカウント登録者の5,079人を対象として令和5年度に実施したアンケート調査結果が、これもネットに公開されております。この結果を見ますと、回答件数は512件、回答率は8.8%であります。合同納骨塚が必要で利用したいと回答した方は335人、67.5%となっており、令和3年度にも同様な調査を芽室町では行っておりまして、これと比較すると、必要だと答えた方が56.6%、これは令和3年度の結果ですけれども、これより上昇している。また、10年以内に利用したいと回答された方の割合も、33%から38%に上昇している。これを受けて、合同納骨塚に対する住民の要望が高まっ

てきている、今後もさらに需要は増加してくるものと判断して、今回の整備の方針に至ったということでございます。また、あわせて、町の方針をもって町内13の宗教団体の方々と丁寧に協議を重ねて、その結果、半数以上の団体から理解を得られて、最終的にこの町営の合同納骨塚の整備が決定され、本年から正式に供用が開始されているということでございます。

このアンケート結果の内容を見ましても、アンケートの対象、取り方の違いはありますが、本町において利用したいと回答された方は52.2%、333人、このうち10年以内に利用したいと回答された方は42.9%、非常に高い割合となっております。改めて早期の対応を求める住民の方々が非常に多いということが、このアンケートから分かるかと思っておりますけれども、改めてこの結果に対して町長のお考えをお伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） アンケートの結果については、今、議員がおっしゃったとおりであります。芽室町のアンケートの内容についてご説明がありましたけれども、本町とのアンケートのやり方の違いはありますが、ほぼ同じような傾向が見られるのかなということでは認識は一致しているのかなというふうに思います。

ただ、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、町民アンケートの中では高い数字で合同納骨塚が必要である、欲しいという内容ではあるのですが、町内の宗教団体の方々、実施前と実施後にそれぞれ懇談をさせていただきました。その中では、やはり合葬墓ができることによって寺院の、宗教団体の経営といいますか、にも重大な影響が及ぶ可能性もあるということも、これも事実であるというふうに思います。ですから、芽室町の場合には、先ほど議員がおっしゃったように何年かにわたって3回ぐらいのアンケートを実施した中で、町民の関心もどんどん高まっていく、そして町内の宗教団体においても、最初は全然反対していましたが、令和5年のときにはもう13のうち9の団体が賛成ということを示してくれたということで、合同納骨塚の建設に踏み切ったということを知っております。私どもも、町民の中でそういったご意見がある、必要性もあるというふうに認識をしております。ただ、町内の宗教団体の方々についても、やっぱりこれは死活問題に関わる問題でありますから、慎重に丁寧に説明をしながら理解を求めていくことが必要だろうというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、町民のアンケートの中でも、まだ合同納骨塚というものがどういうものなのかという部分がきちんと分かっていないという方もいらっしゃいます。合同納骨塚を整備した場合に利用したいという方が52%いますけれども、その中で分からないとか回答のない方も、ある程度のパーセントでおります。そして、利用したい時期についても、今、議員がおっしゃったとおりでありまして、10年以内には42%ということでもありますけれども、それ以上、10年以上という方、それから無回答の方もいますし、今考えていないという方もいらっしゃいます。そういうところの整理も必要だというふうに思っております。もう一度そういったことも含めて町民に対して丁寧な、合同納骨塚というのがどういうもので町が考えているのかということの周知をきっちと

しながら、そして並行して町内の宗教団体にも丁寧な説明を行いながら、ご理解をいただけるような、そういうことで進めていければなというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 大庭議員。

1、3番（大庭） 今ご答弁をいただきました。

私も、芽室町のように町内の宗教団体の方々への丁寧な説明とご理解というのは、やはり必要だなというふうには思っているところであります。ただ、ご理解をいただくという点においては、今回のアンケート調査の結果を受けて、やはり将来的にはこういった合葬墓という、合同納骨塚というものを要望している町民の方が多い、そういう町民の方々の声に町としては応えていきたい、それらも含めて宗教団体の方々に対して丁寧に説明をしてご理解をいただいていくというふうに捉えさせていただきたいと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 全くそのとおりでありまして、先ほど来申し上げていますとおり、町民のアンケートの結果というのを踏まえて、する前とした後、こういう結果でありましたということも含めて、宗教法人の方々と懇談をさせていただいているということでもあります。その中で、やっぱり合同納骨塚というのが本当に町民の皆さんが分かって回答しているのかどうかということが疑問だということもありますし、やっぱり宗教法人側としては、別に町が合同納骨塚を建てなくても宗教法人のほうにも合同納骨塚はありますよと。経済的に困っている方、そして子どもがいないとか、いろんな家庭の事情がある方については、そういったことも当然相談に乗りますし、いろんな方法で、例えば宗派が違ってでもできますということも懇談の中ではお話をさせていただきました。いろんな考え方があって、今、少子化ですとか核家族化が進んでいる中で、この合同納骨塚が道内でも造られてきて、十勝管内でももう4つ5つあると思うのですけれども、そういう状況もご理解をいただいています。

そういう中で広尾町がというところについては、やっぱり丁寧な説明が必要で、ご理解も必要だなというふうには思っていますけれども、その溝を少しでも埋めていかないとなかなか、ちょっと言い方はあれかもしれませんが、合同納骨塚ができたときに安易にそちらのほうに移っていくということが、やっぱり宗教法人側としては宗教観というのがありますので、ただお墓の面倒を見るのが大変だとか、お金がないからとかという理由だけであれば、先ほど言ったような、お寺でもそれは対応できますよということなものですから、そこをどうやって埋めていくかというところ、そこは町民の皆さんに我々行政側としても合同納骨塚がどういったものなのか。先ほども言ったように、一度納骨してしまうとなかなか取り出せない。そして、年に一度お参りをしてほしいと思っても、やっぱりそこは行政側としてはできない。名前を載せてほしいとか、いろんな要望があると

思うのですが、そういったことにもなかなか応えられないという部分も含めて、やっぱり周知をしていった上で、きちっと理解をしていただいた上で再度アンケートをして、並行して宗教団体のほうにもご理解をいただく努力をしていく必要があるというふうに思っております。

1、議長（堀田） 大庭議員。

1、3番（大庭） 今お話のあったアンケートの関係なのですが、確かに芽室町では3回ぐらいアンケートを行って、最後、令和5年の、先ほどお話ししたように、そのアンケートをもって方針が決定されたということでございます。ただ、芽室町の場合については、前回、前々回のアンケートではやはり利用したいという方の割合がまだ方針を決定するまでに至っていないということで、3年ぐらいの年月を置いて3回のアンケートを取ったということでございます。確かに全世帯対象ですから回収率については20%ということでアンケートを対象とする数は違いますけれども、ニーズとしてはやはり広尾町、今回のアンケートで非常に高い割合だなというふうに思っておりますので、それらも踏まえてご検討いただきたいというふうに思います。

また、ほかの町村では、ある程度町の方針が決まった段階で、今、町長もお話ありましたように、どんな合葬墓がいいのか、納骨塚がいいのか、先ほど記名のお話もありましたけれども、別に料金を設定して記名を残したい方は、大体2万円から3万円なのですが、名前を合同納骨塚のところに貼る、そういうふうに決めている町村もありますので、方針を決定する上ではやはり町内の宗教団体の方々へ町としての丁寧な説明と協議が必要だというふうに思いますが、多くの住民の方々の要望を受けて前向きに取り進めていただきたいというふうに思うところであります。

先ほどの答弁の中で課題を整理して検討を継続するというふうにお話をされておりましたが、宗教団体の方々への丁寧な説明と協議、これは今お話ししたとおりでありますけれども、今の段階でこれ以外に課題として考えていらっしゃるものがあれば教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 大きな課題としては、やはり宗教団体の関係であるというふうに思います。もう一つは、先ほども言いましたように、やっぱり町民の皆さんに、実際に造るものは別として、一般的な合同納骨塚というのはどういうものなのかという部分、正直分らないという人もいますものですから、その部分を広報等できちっと説明した上で、それなら欲しい、それなら要らないというようなことも出てくると思いますので、まずそういった、町民の皆さんに一般的な合同納骨塚というのはどういうものなのかというところで、道内の先進的にやっている部分での状況もお知らせをしながらというふうに思っています。

やはり宗教団体のご理解をいただくという部分が、今、一番の課題かなというふうに思っています。先ほども言いましたように、これから人口が減っていく中で少子化ですとか核家族化が進ん

でくる、お墓を見る人がいなくなってくる、そういった課題というのはどこの町村も同じですから、そのことも含めて丁寧に説明をしていきながらご理解をいただけるように、また、やはり宗教法人の皆さん方については独自の宗教観念というのがありますので、我々行政の中では申し上げられませんが、そういったことも理解をしていく中でお互いにいい関係でやれるようなことでないと、なかなかうまくいかないかなというふうに思っています。ですから、繰り返しになりますけれども、宗教団体のほうに丁寧な説明をしながら前向きに進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 大庭議員。

1、3番（大庭） それでは、最後になりますけれども、今回、昨年の町長との懇談会の中でも、多分、合葬墓の関係のお話が出ていたかと思いますが、町民の方、今回このアンケートの中身をいろいろ見させていただくと、やはり今まで言えなかったのだけれども、町としてお墓に関してのこういうアンケートを実施してくれたことに対して、たとえこの合同納骨塚、これができなかったとしても心から感謝したいというようなコメントもありました。また、すぐにでも整備していただきたいという答えもちろんありました。

町民の方々、こういったアンケートの結果は広報を通じてお知らせされているところでありますけれども、その後やはり町としてどういうふうに考えて、どう取り進めるのかというのを非常に気にされている町民の方も非常に多いと思います。こういうこともあって、やはり生活様式や、先ほど町長もお話しされました価値観の多様化、少子高齢化や核家族化など、社会の情勢というのは非常に急速に変化をしております、こういった現状を踏まえて、お墓や納骨堂も含めての話だと思いますが、管理継承や、やはり経済的な事情からなかなか墓じまいに踏み切れないとか、そういう方も非常に多いと思います。非常に将来に不安を抱えながら、心配されながら過ごされている住民という方々はたくさんいると思います。町としてこういう方々の不安を解消して、午前中の同僚議員の方の一般質問の中にもありましたように、最期まで広尾町で安心して暮らしていきたいと、そういうまちづくりを進めるためにも、お墓の埋葬方法の選択肢の一つとして、やはり町営の合同納骨塚の整備に向けて前向きにご検討いただきたいというふうに思います。

また、スピード感、アンケートを取って、今、町長のお話もあったように広報などで合葬墓に対する説明だとか、そういったものもどんどん提供していくとか、歩みを止めることなく前に取り進めていただきたいというふうに強く思っているところでありますが、最後に町長のお考えをお伺いして一般質問を終了させていただきたいと思います。ご答弁よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） ありがとうございます。

今までアンケート等も含めて、この話題については、ほかの議員からも過去からも質問をいただ

いて、なかなか実施に移せていなかった部分でありまして、昨年それができたということでありまして。課題も問題も先ほども出ましたけれども、様々なこと、お墓に関することでありまして、人間として生まれて最後に行く場所でありますから、その部分についてはやっぱりいろんな思いがあるということでもあります。個人の町民の皆さんにしてみても同様でありまして、全く合葬墓というものは必要ないという考えの方もおりますし、また、お墓のことに関して町が関与すべきでないという考えの方もおります。

ただ、先ほど来申し上げていますとおり、今のこういう多様化の中で、人口が減り、核家族化、少子化が進んでいる中で、社会の情勢というのは昔と違ってきていると。個人の考え方もそれに合わせて変化していかなければ、この時代にはやはり難しいのかなというふうに思っております。ですから、アンケートの結果に基づいて、町民の皆さんが相当な数で必要である、また、欲しいというご意見をいただいているということは重々承知をしているところでありまして、あとはその環境を整備していくということでありまして、先ほど来申し上げていますとおり、宗教団体も含めて関係団体のご理解をいただけるように、これからも努めてまいりたいと思います。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日19日から21日までは議事の都合により休会とし、22日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時32分